令和５年度　みま“めぐりあい”婚活支援事業補助金募集要項（二次募集）

第１　目　的

本事業は、出会いを希望する独身男女を応援するため、独身男女の縁を結ぶイベントを企画・運営する団体に対して予算の範囲内で補助金を交付することにより、結婚促進及び移住・定住促進を図ることを目的とします。

第２　概　要

結婚を希望する独身男女を対象として公募する交流会、イベント又はセミナー等の実施に要する費用について、当該イベント等を実施する市内事業団体に対して補助するものです。

○ 対象事業
次のいずれかに該当する事業を補助対象とします。 ・美馬市内に在住もしくは将来美馬市に住む希望がある２０歳からおおむね４０歳までの独身男女を対象として公募する交流会、イベント、セミナー及び講座でカップル成立が見込めるもの ・その他独身男女の結婚活動を促進すると市長が認める事業 ※ただし、次のいずれかに該当する事業は補助対象外とします。 ・１回あたりの参加者が独身男女あわせて１０名未満である事業 （実施の際に、独身男女あわせて１０名以上の参加がなかった場合、対象事業に該当しません。） ・宗教活動、政治活動又は選挙運動を目的とする事業 ・他の補助制度により補助金等の交付を受ける事業 ・その他市長が補助をすることが不適当と認める事業
○ 募集団体
１団体
○ 対象団体
市内に事務所又は店舗等を有する団体
○ 対象経費
結婚を希望する独身男女を対象として公募する交流会又はイベント等の実施に要する費用を対象とします。（別表参照）
○ 補助率及び補助額
【補助率】対象経費の１０分の１０　【補助額】上限２０万円 【概算払】補助金の交付決定額の１０分の８ （概算払は、補助金の交付確定前において請求できます。）

（別表）対象経費

区分	備考
報　　償　　費	講師等への謝礼等（講師の交通費、弁当代を含む）
消　耗　品　費	事業の実施に必要な物品
印 刷 製 本 費	チラシ、ポスター、資料の印刷費等
通 信 運 搬 費	郵便料、電話料、運搬料等
手　　数　　料	振込手数料等
保　　険　　料	損害保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、物品使用料、自動車借上料等

※ただし、参加者の飲食費、宿泊費、個人の財産（景品、参加記念品等）となる経費（少額のものを除く）は補助対象外とします。また、団体の通常運営に要する経費、財産となる経費（備品等）は補助対象外とします。

第３　申請方法

（１）申請期間

令和５年１０月２日（月）から令和５年１０月１３日（金）まで

※申請数が補助金交付予定数を超える場合は交付決定審査会を開催します。

（２）事業の実施期間

補助金交付決定日から令和６年３月１５日（金）まで

※年度内に事業が完了するものを対象とします。

（３）補助金の申請手続

手順概要	備　考
１．補助金交付申請書(様式第１号)の提出 （　申請者　→　市　） ↓	様式１号　３「事業計画」覧には、参加者が安心して参加できるよう感染症対策を行う場合は、併せて記入してください。 ※別紙として書類(任意様式)添付でもかまいません。
２．補助金交付決定通知書（様式第２号）の受理※ （　市　→　申請者　） ↓	この通知を受けて実施できます。
３．イベント等の実施 ↓	実施日の状況を考慮し、感染症対策など参加者が安心して参加できるよう、イベント等を実施してください。
４．実績報告書（様式第３号）の提出 （　申請者　→　市　） ↓	事業完了後３０日以内又は令和６年３月３１日のいずれか早い日までに提出してください。
５．補助金交付確定通知書（様式第４号）の受理 （　市　→　申請者　） ↓	
６．補助金交付請求書(様式第５号)の提出 （　申請者　→　市　） ↓	
７．補助金の交付	

※補助金交付決定後、補助金交付確定前であれば概算払を受けることができます。

概算払を受ける場合は、必要な書類を添付の上、「みま“めぐりあい”婚活支援事業補助金概算払請求書（様式第６号)」により行ってください。

（４）提出書類

提出時期	書　類
申請時	・補助金交付申請書（様式第１号） ・申請団体に関する資料（団体規約、活動歴等） ・その他必要に応じて必要と認める書類
実績報告時	・補助金実績報告書（様式第３号） ※イベント内容・男女数・居住地の市内外数・カップル数など ・補助対象経費にかかる領収書の写し ・事業状況が分かる写真（５枚程度）
請求時	・補助金請求書（様式第５号）
概算払請求時 （必要に応じて）	・補助金概算払請求書（様式第６号） ※補助金交付決定後、補助金交付確定前であれば概算払を受けることができます。

（５）提出方法

持参又は郵送で提出してください。

（６）審査

提出された申請書の内容を審査し、補助金交付の可否を決定します。

申請数が補助金交付予定数を超える場合は交付決定審査会を開催し、申請団体に１５分程度のプレゼンテーションを行っていただきます。その企画内容を審査委員が審査表により評価を行い、点数の高い順に補助金交付団体を決定します。

【審査項目】

目　的　妥　当　性	５	補助金交付要綱の目的に合った事業内容であるか。
実　施　内　容	１５	カップル成立につながるような工夫がされているか。
実　施　体　制	１０	当日の運営が適切に実施できるか。
婚活イベントの実績	５	過去に実施した婚活イベントが効果的な内容であったか。
経　費　の　適　正　性	５	適正な見積経費となっているか。
事　業　遂　行　能　力	１０	事業を達成する能力が十分にあるか。

（７）提出先

美馬市役所　市民環境部　ふるさと回帰推進課

【　所 在 地　】〒777-8577

美馬市穴吹町穴吹字九反地５番地

【問い合わせ先】電　話：0883-52-8129

ＦＡＸ：0883-55-0680

E-mail：furusatokaiki@mima.i-tokushima.jp